

議第1551号

能美都市計画道路の変更（石川県決定）

都市計画道路中 3・3・1号松任小松線を3・1・1号松任小松線に、3・3・2号寺井加賀線を3・1・2号寺井加賀線に、3・4・3号国道線を3・5・3号国道線に、3・3・4号高坂城南線を3・4・4号高坂城南線に、3・4・9号根上国道線を3・4・8号根上国道線に、3・5・10号大成末寺線を3・5・9号大成末寺線に、3・4・37号寺井吉光線を3・4・18号寺井吉光線に、3・5・38号高堂泉台線を3・5・19号高堂泉台線に、3・4・2号出口湯屋線を3・4・26号出口湯屋線に、3・4・10号金沢小松線を3・4・31号金沢小松線に名称を改め、次のように変更する。3・4・5号根上小松線ほか2路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構形式	車の線数	幅員	
幹線街路	3・1・1	松任小松線	能美市栗生町井	能美市大長野町チ	能美市西任田町五間堂町小長野町	約3,180m	嵩上式	4車線	50m		
	3・1・2	寺井加賀線	能美市大長野町チ	能美市小杉町南		約1,110m	嵩上式	4車線	50m		
	3・5・3	国道線	能美市栗生町へ	能美市大長野町リ	能美市三道山町末寺町寺井町小長野町	約4,440m	地表式	2車線	14m	幹線街路寺井加賀線と立体交差 幹線街路との平面交差 4箇所	
	車線の数の内訳		4車線			約740m					
			2車線			約3,700m					
	3・4・4	高坂城南線	能美市高坂町ニ	能美市根上町乙		約550m	地表式	2車線	16m	幹線街路との平面交差 1箇所	
	3・4・5	根上小松線	能美市吉原町	能美市下ノ江町イ	能美市福島町大成町浜開発町	約4,060m	地表式	2車線	16m	JR北陸本線と立体交差 幹線街路との平面交差 6箇所	
	3・4・6	木曾街道線	能美市吉原釜屋町ハ	能美市山口町ト	能美市大浜町中町浜町道林町	約5,840m	地表式	2車線	16m	北陸自動車道と立体交差 幹線街路との平面交差 5箇所	
3・4・7	小松インター八里線	能美市小杉町ホ	能美市佐野町中	能美市牛島町	約1,820m	地表式	4車線	20m	幹線街路寺井加賀線と立体交差 幹線街路との平面交差 1箇所		

種別	名称		位置			区域	構造				備考	
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造型式	車の線数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造		
幹線街路	3・4・8	根上国道線	能美市吉原釜屋町カ	能美市栗生町ト	能美市福島町吉原町赤井町	約4,350m	地表式	4車線	20m	JR北陸本線と立体交差 幹線街路松任小松線と立体交差 幹線街路との平面交差 5箇所		
	3・5・9	大成末寺線	能美市大成町チ	能美市末寺町ニ	能美市福岡町中庄町五間堂町寺井町三道山町	約4,500m	地表式	2車線	12m	幹線街路松任小松線と立体交差 幹線街路との平面交差 5箇所		
	構造形式の内訳		なお、能美市大成町地内に約8,100㎡の駅前広場を設ける。									
	3・4・18	寺井吉光線	能美市寺井町レ	能美市吉光町ホ		約1,460m	地表式	2車線	16m	幹線街路との平面交差 3箇所		
	3・5・19	高堂泉台線	能美市寺井町ソ	能美市泉台町東	能美市末信町石子町湯谷町	約4,050m	地表式	2車線	12m	幹線街路との平面交差 7箇所		
	3・4・26	出口湯屋線	能美市出口町ヘ	能美市湯屋町カ	能美市山田町倉重町三ツ屋町辰口町	約1,660m	地表式	2車線	16m	幹線街路との平面交差 3箇所		
	3・4・31	金沢小松線	能美市湯屋町カ	小松市上八里町甲	能美市辰口町徳山町和気町	約2,920m	地表式	4車線	21.15m	幹線街路との平面交差 3箇所		

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

旧根上町、旧寺井町、旧辰口町が合併し、能美市となったことから、従前指定していた小松能美都市計画区域の一部（旧根上町、旧寺井町）及び辰口都市計画区域（旧辰口町）を一つの都市計画区域である能美都市計画区域として統合し、一体の都市として総合的に、整備、開発及び保全を図ることとしている。

今回、この区域再編に併せ、小松能美都市計画道路の一部及び辰口都市計画道路を能美都市計画道路とし、36路線L=70.31kmの見直しを行うものである。

そのうち、県決定となる13路線L=39.94kmについて変更を行いたい。

具体的には、3・3・1号松任小松線については、小松市地内を除くことで、名称を3・3・1号松任小松線から3・1・1号松任小松線に、路線延長をL=約3,760mからL=約3,180mに、代表幅員をW=23.0mからW=50.0mに、構造形式を地表式から嵩上式に変更する。併せて、車線数を4車線に決定する。

3・3・2号寺井加賀線については、小松市地内を除くことで、名称を3・3・2号寺井加賀線から3・1・2号寺井加賀線に、終点位置を小松市矢田野町から能美市小杉町南に、路線延長をL=約14,970mからL=約1,110mに、幅員をW=28.0mから能美市区間の代表幅員であるW=50.0mに、構造形式を地表式から嵩上式に変更する。併せて、車線数を4車線に決定する。

3・4・3号国道線については、小松市地内を除くことで、名称を3・4・3号国道線から3・5・3号国道線に、終点位置を小松市矢田野町から能美市大長野町りに、路線延長をL=約16,500mからL=約4,440mに、幅員をW=20.0mから能美市区間の代表幅員であるW=14.0mに、車線数を4車線から能美市区間の代表車線数である2車線に変更する。

3・3・4号高坂城南線については、小松市地内を除くことで、名称を3・3・4号高坂城南線から3・4・4号高坂城南線に、終点位置を小松市城南町から能美市根上町乙に、路線延長をL=約4,030mからL=約550mに、幅員をW=22.0mから能美市区間の代表幅員であるW=16.0mに、車線数を4車線から2車線に変更する。

3・4・5号根上小松線については、小松市地内を除くことで、終点位置を小松市幸町1丁目から能美市下ノ江町イに、路線延長をL=約8,760mからL=約4,060mに変更する。

3・4・6号木曾街道線については、小松市地内を除くことで、終点位置を小松市浜佐美町りの部から能美市山口町トに、路線延長をL=約13,040mからL=約5,840mに変更する。併せて、車線数を2車線に決定する。

3・4・7号小松インター八里線については、小松市地内を除くことで、起点位置を小松市長崎町丙から能美市小杉町ホに、終点位置を小松市上八里甲から能美市佐野町中に、路線延長をL=約10,540mからL=約1,820mに変更する。併せて、車線数を4車線に決定する。

3・5・10号大成末寺線は3・5・9号大成末寺線に名称を変更すると共に、JR寺井駅周辺整備事業の計画変更に合わせて、駅前広場の面積をA=約4,800㎡からA=約8,100㎡に変更する。

3・5・38号高堂泉台線については、小松市地内を除くことで、名称を3・5・38号高堂泉台線から3・5・19号高堂泉台線に、起点位置を小松市高堂町ハから能美市寺井町ソに、路線延長をL=約4,240mからL=約4,050mに変更する。

3・4・37号寺井吉光線は3・4・18号寺井吉光線に、名称を変更する。

3・4・2号出口湯屋線は3・4・26号出口湯屋線に、名称を変更する。併せて、車線数を2車線に決定する。

3・4・9号根上国道線は3・4・8号根上国道線に、3・4・10号金沢小松線は3・4・31号金沢小松線に、名称を変更する。併せて、車線数を4車線に決定する。